

指定管理者制度の導入及び運用指針

平成16年8月策定

[改定：平成18年7月、平成29年7月、令和3年11月]

1 導入に当たっての基本的な考え方

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の縮減等を図ることを目的とした制度である。各施設の設置目的、業務内容及び導入の判断基準等を勘案し、効果的、効率的な施設管理の観点から導入を判断する。

2 導入の判断基準

指定管理者制度の導入に当たっては、次の視点に基づき、総合的に検討する。

(1) 管理・運営についての法的規制

道路法、河川法、学校教育法など個別法における施設の管理主体の限定の有無

(2) 職員配置等の制約

法令における施設の管理業務又は職員配置に関する制約の有無

(3) サービスの拡大・充実

民間のノウハウ・経営手法による利用ニーズにあった開館日・開館時間の拡大又はサービス内容充実の可能性

(4) 経費の縮減

民間のノウハウ・経営手法による管理運営経費縮減の可能性

(5) 事業者の存在

同種・同様のサービスを提供する事業者の存在の有無

(6) サービスの特殊性・専門性

施設の性質、サービスの特殊性、専門性等を勘案した上での民間事業者等による運営の可能性

(7) 利用料金制度

利用料金の有無と利用料金制度の適否

3 導入の手順

(1) 公募の原則

指定管理者候補者の選定に当たっては、(2)に掲げる場合を除き、指定を受けようとする団体（法人その他の団体）を公募するものとする。

(2) 非公募の特例

次に掲げる場合には、公募をしないで、指定管理者（指定管理者候補者）を選定できることとする。

- ① 当該施設に関し、その設置の目的、管理における経緯等を踏まえ、特定の団体（別に条例で定める団体）に施設の管理を行わせることにより、当該施設の設置の目的に適合する活動の促進 その他 一定の行政目的の実現が図られ、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できる場合

非公募の判断にあたっては、以下に掲げる場合を踏まえ、十分に検討し、その理由を明確にする。

(ア) 当該指定管理業務にとどまらず市の政策等の推進に資する活動を行う特定の団体を選定する必要がある場合

(イ) 地域の活力を活用した当該指定管理業務を行う必要がある場合

② 次に掲げる場合（相当の事由がある場合）

(ア) 公募しても、応募がない場合

(イ) 指定管理者の指定を取り消した場合において、緊急に指定しなければ、当該施設の管理に支障を及ぼすと認められるとき。

(3) 指定管理者制度の条例化

施設ごとに、管理の基準及び業務の範囲等について、設置・管理条例において定める。

(4) 指定管理者の選定

公募により選定する場合は、以下のとおり進める。

- ① 募集期間は1箇月程度とし、市広報誌、ホームページなどの幅広い広報手段を活用する。

② 募集要項の記載事項

施設の名称、施設の概要、管理の基準、業務の範囲、指定期間、

法令等の規定、利用料金制度の有無、応募資格、応募方法、選定方法

なお、申請書類は情報公開の対象となり、不開示情報を除き公開することになるので、あらかじめ募集要項にその旨明記すること。

また、施設の設置目的、業務内容に鑑み、指定管理者としてふさわしい団体の参入を図れるように、応募団体に資格要件を設定すること。

③ 指定期間

指定期間は5年を原則とし、施設の状況等に応じて最適な期間を設定する。

(5) 選定委員会の設置

① 公募により選定する場合は、選定委員会を設置し、指定管理者候補者を決定する。

② 選定委員会には外部委員を入れ、透明性を確保する。

③ 選定後は、選定結果を応募者に通知するとともに、選定の経過を公表する。

(6) 指定管理者の指定

① 選定した指定管理者候補者について、議会の議決を経て指定管理者に指定する。

(施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間)

② 議決後は、速やかに指定管理者に通知するとともに、告示を行う。

(7) 協定の締結

① 指定後に協定を締結する。

② 協定の主な内容

指定期間、事業計画、事業報告、利用料金、指定管理者委託料、指定の取消しと管理の停止、個人情報の保護措置、情報公開制度への協力

③ 指定管理者委託料が必要な場合は、債務負担行為を設定する。

4 指定管理者に対する監督

(1) 業務の点検

施設の適正な管理を確保するため、管理業務の実態を把握するとともに、必要に応じて指定管理者に対し業務内容について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行う。

(2) 業務報告

指定管理者は毎年度終了後、施設の管理業務に関し報告書を提出する。

(管理業務の実施状況、施設の利用状況、料金収入の実績、管理運営経費等の収支状況)

(3) 業務の検証

事業計画書、協定書及び事業報告書等に基づき、施設の現状及び業務内容を検証し、改善の必要があれば適切な措置をとる。

指針に関する留意事項

I 応募団体の資格要件

応募団体の資格要件は、次の表を参考に、施設の設置目的、業務内容に鑑み、指定管理者としてふさわしい団体の参入を図れるように設定するものとする。

【資格要件例】

- | |
|---|
| <p>① 事業を行う上で必要な法的資格を有している団体 【「法的資格」については、各施設の指定に必要な法的要件を具体的に記載すること。】</p> <p>② ○○事業の業務経験年数が○年以上あること。 【業務の特性等で必要な場合に限定して規定すること。】 (以下は各施設共通)</p> <p>③ 次に掲げる団体は、応募することができません。</p> <p>ア 市長又は市議会議員が役員等となっている団体</p> <p>イ 寝屋川市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又はその役員等のうちに同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第5号に規定する暴力団密接関係者がある団体</p> <p>ウ 本市及び他の地方公共団体において、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体</p> <p>エ 本市における一般競争入札に参加させることができないこととされている団体</p> <p>オ 本市における指名競争入札に係る指名停止の措置を受けている団体</p> <p>カ 民事再生法、会社更生法等に基づく再生手続又は更生手続を開始している団体</p> <p>キ 市民税、府民税等に係る徴収金を滞納している団体</p> |
|---|

II 指定管理者候補者の選定

「市内団体の活動の促進」と「市民の雇用の確保の促進」という観点から、「団体の活動拠点（事務所（株式会社にあつては、本店又は支店）の所在地）が市内に在ること」を、候補者選定の書類審査の審査項目に加えるものとする。

配点

【 総得点が 100 点の場合 】

| | |
|-----------------------|------------------------------|
| 活動拠点（事務所の所在地）が市内に在ること | + 5 点 （総得点の 5 パーセント相当の加点） |
|-----------------------|------------------------------|

III 選定の経過

- (1) 選定委員会を設置した場合は、速やかに選定委員名を公表する。
- (2) 応募した団体名については、公表する。
- (3) 選定結果については、原則として指定管理者候補者となった団体名、選定基準及び各応募団体の点数を公表する。

IV 管理運営実績の検証

施設の管理の適正を期するため、『指定管理者制度導入施設に対する実績検証について』（別紙 1）に基づく実績検証を行うものとする。

※ 管理運営実績の反映

「現在の指定管理者の管理運営の実績」を、候補者選定（次期の指定管理者候補者の選定）に反映させる。

(1) 方法

「当該施設に係る管理運営の実績」を、候補者選定の書類審査の審査項目に加える。

〔 流 れ 〕

- ① 当該施設の所管部局において、指定期間中における、次のことなどを基に、『指定管理者の管理運営実績に関する評価について』（別紙 2）により、現在の指定管理者の管理運営の実績を評価する。
- 各年度の『指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果』
 - 各年度の事業報告書及び収支決算書
 - 監査委員による指定管理者監査の結果
 - 実地についての調査
- ② 候補者選定の書類審査に当たり、①の評価の結果について、指定管理者候補者選定委員会において説明を行い、その承認を得た上で、①の総合評価の結果に基づき配点を行う。

(2) 配 点

【 総得点が 100 点の場合 】

| 総合評価の結果 | 配 点 |
|--------------------------|----------------------------|
| S（実績・成果が優れていた） | +10点 （総得点の10パーセント相当の加点） |
| A（実績・成果が良好であった） | +5点 （総得点の5パーセント相当の加点） |
| B（一定の実績・成果が認められた） | ±0点 |
| C（実績・成果の一部に良好でない点が認められた） | -5点 （総得点の5パーセント相当の減点） |
| D（実績・成果が良好でなかった） | -10点 （総得点の10パーセント相当の減点） |

V 指定管理者の指定の取消しに関すること

指定期間中における、各年度の『指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果』において、「適正比率」が95パーセント未満であった年度が、2箇年度になることが確定した場合は、「当該指定管理者による管理を継続することが適当でない」と認めるときに該当することとし、速やかに、当該指定管理者の指定を取り消すものとする。

VI 利用料金制度に関すること

施設の効率的な利用を図るため、各指定管理者が、利用料金制度の運用のなかで、次の例のような料金の設定を行うことについて、承認するものとする。

(そのような利用料金の設定が可能であることを周知する。)

〔利用料金の設定 例〕

① 直前割引

〔直前（例：利用予定日の1週間前から前日まで）に、空き施設の利用を申し込む場合について、通常の料金より安い料金とする。〕

② リピーター利用割引

〔一定の期間内（例：6箇月以内）に利用した者が、利用する場合について、通常の料金より安い料金とする。〕

③ 連続利用割引

〔同一の施設を、一定の日数（例：5日間）、連続で利用する場合について、通常の料金より安い料金とする。〕

④ 回数券の発行

〔通常の料金から割引をした回数券(例：10回分の料金で、11回利用できる回数券)を発行する。〕

指定管理者制度導入施設に対する実績検証について

1 趣旨

寝屋川市の公の施設で、指定管理者が行う管理運営業務について、条例で作成・提出が定められている事業報告書及び実地調査等に基づく実績の検証（以下「実績検証」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 検証者

実績検証は、寝屋川市事務分掌規則（以下「規則」という。）第6条第1項及び寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則（以下「教育委員会規則」という。）第5条の規定により、当該施設を所掌する室又は課（以下「検証者」という。）が行うものとする。

3 検証の時期

検証者は、事業報告書の提出があった日から30日以内に、当該公の施設への実地調査を行った上で、別に定める指定管理者制度導入施設に対する実績検証票（以下「実績検証票」という。）に基づき、実績検証を行うものとする。

4 検証結果の報告

実績検証票に基づく検証結果について、実績検証票その他検証結果の参考となる書類を添えて、規則第6条第1項に基づく施設にあっては市長に、教育委員会規則第5条に基づく施設にあっては教育委員会に報告するものとする。

5 検証の方法

管理運営業務の実施状況について、次に掲げる項目に基づき検証を行うものとする。

- (1) 施設の設置目的に沿った管理運営が行われているかどうか
- (2) 利用者ニーズに応じた適正なサービスが行われているかどうか

- (3) 収支状況が適正であるかどうか
- (4) 事業計画書や協定書の内容に基づいたものであるかどうか
- (5) 効果的・効率的な管理運営が行われているかどうか
- (6) 前各号に掲げるもののほか、検証者が必要と認めた事項

6 検証項目

実績検証票に基づく検証項目は、次のとおりとする。

ただし、検証者は、施設ごとに作成される事業計画書や協定書等に基づき、必要かつ適切な項目を加えることができる。

- (1) 全般的事項
- (2) 維持管理について
- (3) 事業運営について
- (4) 職員体制等について
- (5) 利用等について
- (6) 報告業務等について
- (7) 収支状況について
- (8) その他

7 検証の基準

「6 検証項目」の基準を次のとおりとする。

- (1) 適正である
- (2) 改善を要する

8 検証の総括

検証者は、実績検証の結果、実績検証票により、「改善を要する」とされた項目等については、その内容を記載するものとする。

また、改善の有無に関わらず、実績検証の総合的な意見を記載するものとする。

指定管理者の管理運営実績に関する評価について

1. 趣旨

公の施設に係る指定管理者の管理運営の実績を評価する。

2. 評価の方法

当該施設の所管部局において、指定期間中における、次のことなどを基に、現在の指定管理者の管理運営の実績を評価する。

- 各年度の『指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果』
- 各年度の事業報告書及び収支決算書
- 監査委員による指定管理者監査の結果
- 実地についての調査

3. 評価

- (1) 指定期間中における、各年度の『指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果』のいずれかにおいて、「適正比率」（「適正である」とされた検証項目数の全検証項目数に対する割合）が、90パーセント以上95パーセント未満であった場合又は90パーセント未満であった場合

【総合評価】

90パーセント以上95パーセント未満 = C 90パーセント未満 = D

- (2) (1)以外の場合

次の表の各項目の評価に基づき、総合評価を行う。

※ 各項目の評価の理由については、的確に示すことができるように、書面により整理しておくものとする。

| 実績検証 票の項目 | 項 目 | 評 価 (○or×) |
|--------------|--|---------------|
| 維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 独自に、安全対策又は施設や設備等の充実に 関わる措置を行ったこと。 ○ 指定管理者の責めに帰す事故が発生しな かったこと。 | |
| 事業運営 | 施設の利用者数及び稼働率について、指定期間 の前年度と4年度目とを比較して、4パーセン ト(※)以上増加・向上させたこと。 ※ 大規模の修繕など正当な理由で、長期間、休館し た場合には、合理的な割合を設定する。 | |
| | 施設や事業について、毎年度、散らしを作成し て配布したり、市の広報誌等に記事を掲載する など、積極的かつ効果的なPRを行ったこと。 | |
| | 自主事業について、毎年度、内容を変更したり、 実施回数を増やすなど、創意工夫を凝らして実 施し、参加者数を増加させたこと。 | |
| 職員体制等 | 職員の資質やスキルの向上を図るための研修 を、毎年度、複数回行ったこと。(なお、研修の 内容も、毎回異なっていること。) | |
| 利用等 | 利用者(参加者)アンケートを実施し、高い満足 度[おおむね9割以上の利用者(参加者)の満足] を得ていること。 | |
| 報告業務等 | 管理業務や事業の内容について、市の所管部局 と定期的に(毎月1回以上)会議を実施するとと もに、必要な報告を正確に行ったこと。 | |
| 収支状況 | 経理処理を適正に行ったこと。(監査において、 法令や協定の内容に違反するような指摘事項が 無かったこと。) | |
| | 経営努力等によって利益をあげ、市の所管部局 とあらかじめ協議して、その利益を管理業務の 改善や事業の充実に活用したこと。 | |
| 全般的事項 | 特筆すべき実績・成果が認められたこと。 実績・成果の内容 例:利用料金に「事前割引」を導入することによ り、施設の稼働率を○パーセント向上 させた。 | |

【総合評価】

○が8項目以上 = S ○が5～7項目 = A ○が4項目以下 = B

4. 評価結果の活用

総合評価の結果は、次期の指定管理者候補者の選定において活用する。